

平成29年度 新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』

地域研究に関する学術写真・動画資料情報の統合と高度化

「地域研究画像デジタルライブラリ」公募プロジェクト

公募要領

1. 公募の趣旨

日本の研究者による世界各地での現地調査の際に撮影された写真や動画などの画像資料は、世界諸地域の調査当時の実態を記録した貴重な研究資源であるとともに、日本の学術史を反映する学術遺産でもあります。本研究支援事業の目的は、地域研究に関わる進行中の科学研究費助成事業（以下、「科研費」という）プロジェクトを対象とし、過去に蓄積された画像資料のデジタル化・共有化が大きな貢献をなすものを技術的に支援し、研究の格段の進展を促すことにあります。この事業を通じて、日本の国内外での学術調査に関わる写真・動画資料を集積したデータベース「地域研究画像デジタルライブラリ」を構築し、地域研究のさらなる発展に資するプラットフォームとして整備します。本事業の実施にあたっては、進行中の科研費採択課題実施者を対象に広く公募をおこないます。採択されたプロジェクト（以下、「公募プロジェクト」という）に対しては、当該科研プロジェクトの研究代表者が所有・保管または活用の依頼を受けている写真資料を、プラットフォームにおいて、利用許諾もしくは著作権譲渡に関する手続きを行ったうえで、デジタル化・データベース化し、地域研究に有用な日英の基本情報（テキスト）を付加して返却することで、データの整理と公募プロジェクト内での共有化を進めます。こうしたデータをプラットフォームに逐次集積することにより、最終的には地域研究画像資料の国際的共有化をはかることとします。

2. 公募プロジェクトとの協働作業

採択された公募プロジェクトに対しては、まず関係者を対象としたワークショップを実施し、資料の取り扱い、デジタル化、ドキュメンテーションに関する研修を行ないます。その後、プラットフォーム技術支援者が画像資料（ネガ、ポジ、ガラス乾板）の所在地に赴いて資料の保存状態を確認し、資料を中核機関である国立民族学博物館（以下、「民博」という）に輸送するか、輸送せずに現地でデジタル化するかを判断します。そのうえで、民博もしくは現地において通し番号（ID）を付与したのち、民博において著作権の所在を確認して、写真資料の撮影者、著作権者、所有者ごとに、民博との間で、「資料の整理、デジタル化、データベース化を行うこと」について、当該資料をリスト化して利用許諾もしくは著作権譲渡に関する覚書を交わします。この手続きののち、①画像のデジタル化、②画像に付帯する基本情報のデータ化とデータベース化を行います。デジタルカメラ等で撮影された写真などの既にデジタル化されているデータについては、IDの付与と基本情報の取得を行います。データベースには画像の内容に関する基本情報の他に、デジタル化作業に関する情報として、画像のフォーマット、入力機器情報、解像度、記載日などが記録されます。その後、民博において、画像資料共有化フォーマットを用いて、各画像に対応

した基本情報を入力していきます。フォーマットに含まれる項目は、①ID、②写真画像、③撮影者、著作権者、④撮影時期、⑤撮影地域（撮影当時の国名と現地名）、⑥民族名（同定可能な場合）、⑦地域・民族分類（OWC）、⑧文化項目分類（OCM）を用いた画像内容の記載、⑨記載日、⑩関連情報（参考文献等）、⑪自由記述欄（この欄は公募プロジェクト側で記入）などとなります。（いずれも日英併記）。

なお、写真資料はデジタル化した後、デジタル画像一式とともに公募プロジェクトに返却します。デジタル画像のファイル形式はTIFFとJPEGの2種類とします。

こうして作成されたデータベースは、自由記述の際に利用できる用語集（多言語対応辞書）とともに公募プロジェクトに提供されます。公募プロジェクトのメンバーはこのデータベースを用いて、逐次、入手できる情報を自由記述欄に追加し、科研の研究計画を遂行することになります。その際、現地語による表記の付加を推奨します。

一方、公募プロジェクトによって入力された内容は、民博サーバ内のデータベースに反映され、著作権者との間で、あらためて個々の画像についての公開・非公開の判断を含め、利用の範囲を確認したうえで、一般公開されます。

3. 応募資格

公募年度において進行中の、地域研究（※）に関わる科研費によるプロジェクトの研究代表者であることが必須です。また、当該科研費プロジェクトにとって過去に蓄積された画像資料のデジタル化・共有化が大きな貢献をなすものであることが不可欠です。

※ ここで言う地域研究とは、科研費に応募する際の審査希望分野ではなく、地域研究や、その関連する分野の手法によって、国内外の各地域を対象とする研究プロジェクトを指します。

4. データベース化の対象となる資料

支援を受ける科研費プロジェクトの研究代表者が自身で撮影したものならびに所有・保管または活用の依頼を受けている写真資料（乾板、ネガ、ポジ、デジタル画像。プリントは除く）

5. 研究支援期間

採択された年度末までの単年度とします。

6. 募集件数

カテゴリA（画像の数が1件あたり約5,000点程度）：5件程度

カテゴリB（画像の数が1件あたり約500～1,000点程度）：3件程度

※ 画像点数には、デジタルカメラ等で撮影された写真などの既にデジタル化されている画像データを含みます。

7. 申請手続き

(1) 応募書類

申請は、所定の様式による申請書を提出してください。申請書は、以下のホームページからダウンロードできます。

<http://diplas.jp/requirements.html>

申請書には、支援を受ける科研費プロジェクトの研究計画調書の写しを添付してください。

(2) 申請期限

平成 29 年 6 月 9 日（金）までに申請書を提出してください。

（郵送の場合は必着、メールの場合は 16 時 30 分までに送信してください。）

(3) 提出および問合せ先

郵送による場合：

〒565-8511

大阪府吹田市千里万博公園 10-1 国立民族学博物館研究協力課研究協力係

TEL：06-6878-8209 メール：kenkyo@idc.minpaku.ac.jp

なお、封筒の表に「地域研究画像デジタルライブラリ 公募プロジェクト申請」と朱書きしてください。

メール添付による場合：

メールによる申請の場合は、上記のアドレスをお願いいたします。

なお、件名は「地域研究画像デジタルライブラリ 公募プロジェクト申請」としてください。

申請書類は採否に関わらず返却いたしません。また本公募によって得られた情報は本公募に関する審査以外には使用いたしません。

8. 採否

(1) 審査は、「地域研究画像デジタルライブラリ」全体を統括するプラットフォーム委員会のもとに置かれる「公募プロジェクト審査委員会」にて行われ、採択課題を決定します。審査結果については、平成 29 年 6 月末日までに通知します。

(2) 採否の決定は、提出された申請書をもとに書類審査によって、研究基盤リソース支援プログラムとしての本事業の目的にいかに対応しているかの観点から行われます。

9. 研究成果の報告

公募プロジェクトの代表は、当該年度の 3 月中旬までに報告書を提出する義務があります。

10. 研究成果の発表（科研費における研究成果発表における謝辞の記載等について）

研究支援を受けた研究の成果を発表する場合には、研究支援を受けて行った研究の成果であることを必ず表示してください。

11. 留意事項

申請書提出時までに、写真資料の画像を、少なくとも当該科研プロジェクト内で共有するデータベースに登録することについて、著作権者・所有者からの同意（口頭を含む）を得てください。

一般公開を行う前のデータベースの利用に関しては、公募プロジェクト採択後に届け出るプロジェクトメンバー（原則として当該科研費プロジェクトの研究組織内（研究代表者、研究分担者及び連携研究者））に限ります。また、民博が著作権処理を行うに際して、著作権者の情報の提供等のご協力をいただきます。